

様式2（第7条関係）

茨城県新型コロナウイルスワクチン職域接種支援事業補助金 事業報告書

（職域接種会場名： いばらき商工会職域接種会場 ）

（V-SYS類似コード： 123999456 ）

<接種の期間、回数>

実施期間	令和4年4月1日	～	令和4年7月31日
総接種回数	2,000 回		

<事業報告額>

区分	総事業費 (対象経費支出 (予定)額) (A) 円	寄付金その 他の収入 (予定)額 (B) 円	差引額 (A)-(B) =(C) 円	基準額 (D) 円	選定額 (E) 円	補助所要額 (F) 円	備考
茨城県新型コ ロナワクチン 職域接種支援 事業	1,500,000	0	1,500,000	3,000,000	1,500,000	1,500,000	内訳は別 紙のとおり

※本事業報告書は職域接種会場ごとに作成すること。

（注1） A欄には、様式2別紙1の（イ）の金額を記入すること。

（注2） B欄には、本補助金以外の収入がある場合にその金額（様式2別紙1の（ロ））を記入すること。

（注3） D欄には、様式2別紙1の（ハ）の金額を記入すること。

（注4） E欄には、C、D欄のうち、少ない方の額を記入すること。

（注5） F欄には、E欄の1,000円未満の端数を切り捨てた額を記入すること。

<連絡先>

部署・職・担当者名	総務部 課長 茨城 次郎		
電話番号	000-111-2222	メールアドレス	ibaraki@aaa.jp

事業報告書内訳

（職域接種会場名： いばらき商工会職域接種会場）

<事業費算定表>

区分	金額	備考	領収書整理票 整理番号
賃金・報酬	円		
謝金			
会議費			
旅費			
需用費			
役務費			
委託料	1,500,000	職域接種運営委託料	①
使用料及び賃借料			
備品購入費			
合計	(イ)1,500,000		

※備考欄に経費の内訳を記入すること。

<収入額算定表>

	単価①		回数②	金額③ (①×②等)	収入額④	基準額⑤ (②×1,500円)	備考
	円	回					
新型コロナウイルスワクチン接種対策費 国庫負担金	接種回数(A) (B)は含めない	2,277	2,000	4,554,000	0	3,000,000	
	予診のみの回数(B)	1,694	20	33,880	0		
	(A)(B)のうち休日 の回数(C)	2,343	0	0	0		
	(A)(B)のうち時間 外の回数(D) (C)は含めない	803	50	40,150	0		
	合計			4,628,030	0	(ハ) 3,000,000	
その他の収入 ()			0	0			
総計			4,628,030	(ニ) 0			

※収入額④は金額③のうち、補助事業者が収入する額を記入すること。（外部の医療機関が巡回診療し、当該医療機関が接種費用を市町村等に請求するパターンでは、補助事業者の収入額は0になる等、金額③と収入額④の値が異なる場合がある。）

令和4年8月00日

茨城県知事 様

名称及び 代表者氏名 いばらき商工会
理事長 茨城 太郎

電話番号 000-111-222

住所 茨城県水戸市笠原町978番6

V-SYSの類似コード 123999456

新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業における職域接種の実績報告書

下記のとおり、新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業において職域接種促進のための支援の対象（※）となる新型コロナウイルスワクチンの接種を行ったので報告する。

（※）令和4年4月1日付け医政発0401第23号・健発0401第3号・薬生発0401第23号「令和4年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の実施について」の別紙「令和4年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱」に記載の(21)ウ(ウ)「職域接種促進のための支援」に該当し、また、(21)エ(ウ)「職域接種促進のための支援」において当該支援の対象外とされていない接種。

職域接種の期間	令和4年4月1日	～	令和4年7月31日
接種回数計		2,000	回
支援の上限額		3,000,000	円
対象経費の実支出額		1,500,000	円

（支援対象であるか確認するため、下記①②について該当する項目にレ点を記入してください。）

<p>①本実績報告にかかる職域接種は、以下の1、2のいずれかに該当します。</p> <p>1. 中小企業（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業を指す。以下同じ。）が商工会議所、総合型健保組合、業界団体等複数の企業で構成される団体を事務局として共同実施したもの</p> <p>又は、</p> <p>2. 大学、短期大学、高等専門学校、専門学校（以下「大学等」という。）の職域接種で所属の学生も対象とし、文部科学省が別に定める地域貢献の基準を満たしているもの</p>	<input type="checkbox"/>
<p>②以下の1、2のいずれかに該当する職域接種のみ、上記の接種回数計に計上しています。</p> <p>1. 外部医療機関が中小企業及び大学等に出張して行った接種（「大学附属病院内で実施。又は、大学の附属病院が当該大学内で実施」、「中小企業の社員及び大学の学生等が外部医療機関に向いて実施」は含まれません。）</p> <p>又は、</p> <p>2. 商工会議所、業界団体等が職域接種の実施のために新たに医療機関を開設した場合であって、外部医療機関から医師等を雇用する費用が商工会議所等に発生していて、かつ、職域接種終了後に速やかに医療機関の廃止届けを提出する場合における接種（2に該当しない場合の「企業内診療所で実施」は含まれません。）</p>	<input type="checkbox"/>

上記が事実と相違ないことを証明する。

いばらき商工会理事長 茨城 太郎

印